

サービス管理責任者等の研修

旭川市福祉保険部指導監査課
令和6年3月19日～22日

サービス管理責任者等の研修（現行）

基礎研修 = サービス管理責任者等研修 15時間
 + 相談支援従事者初任者研修（講義部分）11.5時間

+ 実践研修 更新研修

受講前5年間に原則2年の実務経験

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
 (26h)
 修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
 (2年以上)

実践研修
 (14.5h)
 修了

サービス管理責任者等として配置可
 (5年毎に要更新)

実務経験②

相談支援業務
 又は
 直接支援業務
 3～8年

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
 (3～8年) を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
 (26h)
 修了

要件② 実務経験① (OJT)
 (個別支援計画作成)
 (6月以上) 【新規】

実践研修
 (14.5h)
 修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
 に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
 利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議へ参加等

※:厚労省作成資料を加工

サビ管等基礎研修前に実務経験を満たしていないと受講不可

更新期間を過ぎたら再度実践研修を受講

サービス管理責任者等の研修（経過措置）

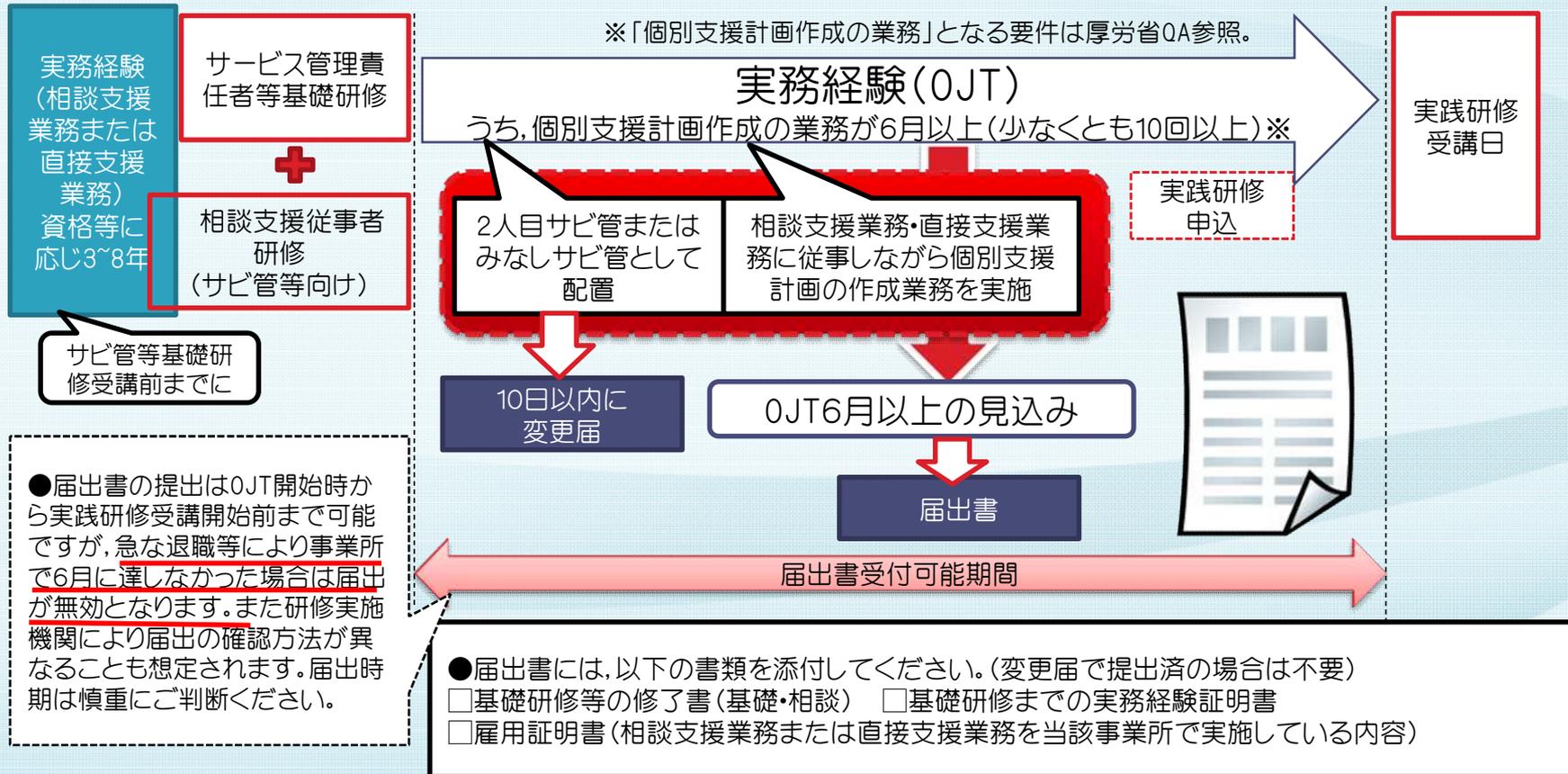
基礎研修の修了時期 (サビ管等+相談)	R 1 度 2019	R 2 度 2020	R 3 度 2021	R 4 度 2022	R 5 度 2023	R 6 度 2024	R 7 度 2025	R 8 度 2026	R 9 度 2027	R 1 0 度 2028	R 1 1 度 2029	R 1 2 度 2030	R 1 3 度 2031
H31.3.31まで	更新	この期間内に更新研修を修了											
		更新	この期間内に更新研修を修了										
			更新	この期間内に更新研修を修了									
				更新	この期間内に更新研修を修了								
					更新	この期間内に更新研修を修了							
H31.4.1~R2.3.31	実務経験2年以上→実践研修				この期間内に更新研修を修了								
R2.4.1~R3.3.31		実務経験2年以上→実践研修			この期間内に更新研修を修了								
R3.4.1~R4.3.31			実務経験2年以上→実践研修			この期間内に更新研修を修了							

※期限が切れる年度に実践研修を受けた場合の例。実践研修受講の翌年度からの5年間。

※ 更新研修受講には現に従事していること（管理者，相談支援専門員も可）又は受講開始日前5年間に2年以上従事していることが必要です。

2つ目の研修受講日から3年間
(3年度ではありません！)

サービス管理責任者等の研修（実践研修の例外）



やむを得ない事由による措置について

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など**事業者の責に帰さない事由**により欠如した場合であって、かつ、**当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合**」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する**以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

やむを得ない事由	経過の記載	添付書類の例
病気・けが等により長期休職	<u>具体的な経過を記入ください。</u>	診断書等
自己都合により急遽退職	（いつ誰から申出があり、どのような対応を経て欠如に至った、など）	離職票、退職届、求人票等
その他		内容がわかる書類

図:厚労省作成資料を加工

実践研修の混雑に鑑み、以下のいずれにも該当する場合は、やむを得ない事由として取り扱います。

- 令和5年6月以降に現にサービス管理責任者等である者の経過措置が終了する
- 経過措置の終了までに開催される実践研修に申し込んだが落選したため欠如となった

サービス管理責任者等実践研修の例外的な受講にかかる
個別支援計画作成業務に関する届出書

年 月 日

(宛先)旭川市長

所在地
届出者 名称
代表者名
電話番号

次の者が、サービス管理責任者等配置要件の例外適用にかかる個別支援計画の作成に関する
実務経験(OJT)を満たすこととなるため、届出します。

フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
現住所	(〒 -)	
個別支援計画(原案)作成までの一連の業務に従事する事業所(施設)	事業所番号	
	名称	
	サービス種別	
個別支援計画(原案)作成までの一連の業務を含んだ実務経験	開始年月日	終了年月日
	<input type="checkbox"/> 該当する項目にチェック <input type="checkbox"/> 上記の期間のうち、個別支援計画(原案)作成の回数は10回以上である。 ※ <input type="checkbox"/> 上記の期間のうち、実際に業務に従事する(した)日数は6か月以上で90日以上となる割合に達した。 <input type="checkbox"/> 上記の期間では、サービス管理責任者等(みなし含む)として配置されていた。あるいは相談であった。 (添付書類)雇用証明書(相談又は直接支援の職種である場合に限り)	
その他要件	<input type="checkbox"/> 基礎研修受講時点で既にサービス管理責任者または児童発達支援責任者の配置に就いていた。 (添付書類)提出済の場合を除く。 ※基礎研修(サービス管理責任者等基礎研修)及び「相談支援従事者初任者研修」 ※サービス管理責任者等基礎研修までに実務経験要件を満たしていることがわかる書類(実務経験証明書)	

(備考)

- この様式は、実践研修の受講までに届出してください。
 - 以下の要件を満たしている方のみ提出して下さい。虚偽の届出等が認められた場合、無効となります。
 - サービス管理責任者等基礎研修の受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
 - 障害福祉サービス事業所等において、以下の個別支援計画作成に係る一連の業務に6月以上10回以上従事している。(受講までに達成する。)
- ※「利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項)
 ※アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項)
 ※個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア) ※サービス管理責任者等のもので基礎研修修了者が業別に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
 ※上記原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等)
 ※定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者の継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画を見直し、必要に応じて個別支援計画を変更する。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ)
- 記載事項について、記載内容を証明する資料を適切に保管の上、指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出してください。

様式は
ホームページの
最新版を♪

(添付様式1)

人員の配置要件に係る誓約書

年 月 日

(宛先)旭川市長 様

申請者 所在地
(法人) 名称
代表者名

障害福祉サービスの事業に サービス管理責任者 の配置要件に係る誓約をいたします。
 障害児通所支援 に係る 児童発達支援管理責任者

また、下記の条件を満たした際には、速やかに関係書類を提出いたします。

対象事業所名	
指定事業等の種類	
指定年月日	年 月 日

↓ 誓約の内容(いずれかにチェック)

実務経験※1の要件を満たす次の者を、サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)として暫定的に配置しますが、当該事由の発生した日から1年の間に「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」(以下、「基礎研修」という。)を修了させます。※2

実務経験※1の要件を満たす次の者(サービス管理責任者等が欠如する以前から事業所に配置されておりかつ基礎研修を修了しているものに限る。)を、サービス管理責任者等として暫定的に配置しますが、当該事由の発生した日から2年の間に「サービス管理責任者等実践研修」※2を修了させます。

いずれかにチェック	添付書類の例
<input type="checkbox"/> サービス管理責任者等が病気・けが等により長期休職	診断書
<input type="checkbox"/> サービス管理責任者等が病気や自己都合により急遽退職 (原則1月程度前までの申出による退職。定年退職など予期できる退職。法人内の人事異動は該当しない。)	退職票、退職届、求人員等
<input type="checkbox"/> その他事前に予期できないことが発生	内容がわかる書類

※上記の欠如に至る具体的な経過を記入してください。(いつ、誰が、事業所の対応を)

サービス管理責任者等として配置していた者の氏名:	
サービス管理責任者等が欠けた年月日:	年 月 日
サービス管理責任者等として配置する実務経験者氏名:	

上記に係る条件を満たさない場合は、指定基準を満たすよう必要な措置を講じます。

※1「実務経験」とは、「指定権者(福祉サービス)の提供に係るサービス管理を行う者として専任労働大臣が定めるもの(平成10年労働法54)」及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成24年障害者230)に規定する資格等の区分により異なる3年～8年以上の期間をいう。

※2 研修修了次第、修了証を提出すること。

保育士特定登録取消者 管理システムのご案内

(追加資料)

データベース活用対象施設・事業一覧

【データベースの活用対象となる施設・事業所（アカウント付与の対象）】

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであり、
- ②施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、
- ③継続的に保育士を任命・雇用し保育事業を行うものとして施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令等により明らか」であることの方

- ・保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等
- ・保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ・保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

【該当する施設・事業】

- | | | |
|---------------------|--|---------------------|
| ・保育所 | ・乳児院 | ・幼保連携型以外の認定こども園 |
| ・幼保連携型認定こども園 | ・病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関） | ・認可外保育施設（届出をしているもの） |
| ・児童養護施設 | ・母子生活支援施設 | （企業主導型保育施設を含む） |
| ・福祉型障害児入所施設 | ・一時預かり事業 | （個人のベビーシッターを除く） |
| ・医療型障害児入所施設 | ・女性自立支援施設 | ・家庭的保育事業 |
| ・ 児童発達支援センター | ・ 女性相談支援センター | ・居宅訪問型保育事業 |
| ・児童心理治療施設 | ・ 児童発達支援
（児童発達支援センターで行われるもの以外） | |
| ・小規模保育事業（A型・B型・C型） | ・ 放課後等デイサービス | |
| ・事業所内保育事業 | ・一時保護施設 | |
| ・病児保育事業 | ・預かり保育（子子法に基づくもの） | |

【上記以外でデータベースの活用対象となる施設・事業所】

以下の**全ての考え方**に**該当する**施設・事業者については、臨時的事業等が想定されるためIDは付与しないものの、データベースの活用(*)対象とする。（*個別の申請に応じて、こども家庭庁がデータベースを検索し、結果を回答する。）

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであること
- ②所轄庁による指導監督権限が及ぶこと
- ④買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明確に書面等に示されているショッピングモールの託児所など、**必ずしも恒常的にはないが、保育士を任命・雇用して保育事業を行う施設等**であって、法令に基づき**所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行っているもの**
該当する施設
 - ・認可外保育施設の届出対象外の施設（「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき運営状況の報告を年1回以上行う。）

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保

